

施設診療（開設者：法人）の記入例

飼育動物の診療施設開設届出書

届出日を記入  
→開設後 10 日以内に届出  
(事前受付不可)

〇〇年 〇月 〇日

奈良県知事 殿

開設者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

法人の場合は「獣医師でない」に〇をつける

資 格 ( 獣医師 獣医師でない )

電話番号 0000-00-0000

ファクシミリ番号 0000-00-0000

診療施設を開設したので、獣医療法第3条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

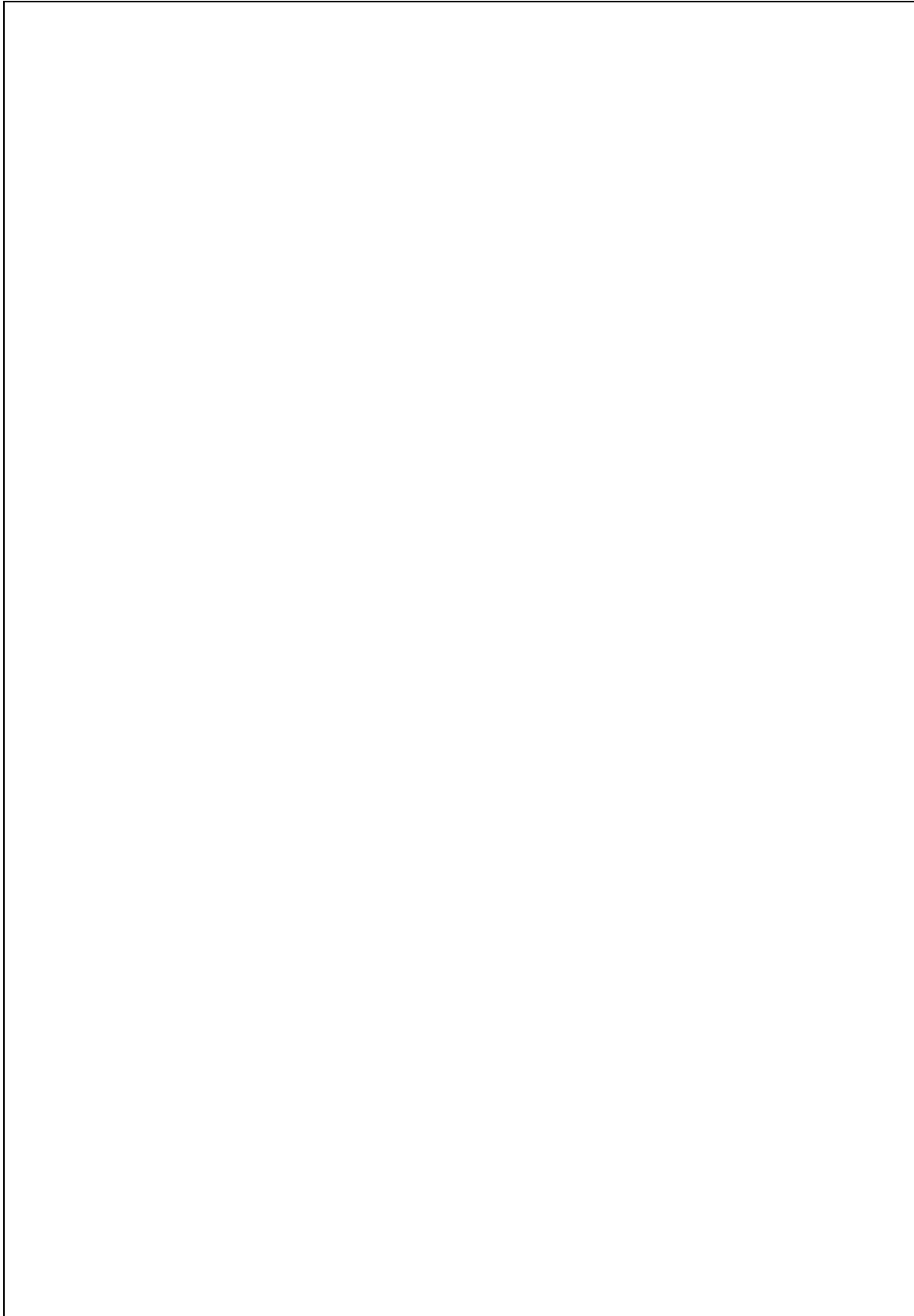
|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 1 診療施設の名称 | 〇〇動物病院  |   |
| 2 開設の場所   | 〒000-0000<br>奈良県奈良市〇〇町1-2-3<br>電話番号 0000-00-0000<br>ファクシミリ番号 0000-00-0000 |   |
| 3 開設の年月日  | 〇〇年 〇月 〇日   | 業務開始日<br>(届出日ではない)  |
| 4 管理者     | 氏名 奈良 鹿男  | <ul style="list-style-type: none"> <li>管理者は施設に常勤すること</li> <li>管理する施設に通える範囲内に居住地があること</li> <li>管理者は原則として1カ所の施設を管理すること</li> </ul> |
|           | 〒000-0000   |   |
|           | 住所<br>奈良県奈良市〇〇町1-2-4  |   |
|           | 獣医師登録番号   | 第000000号  |
|           | 獣医師登録年月日  | 〇〇年〇月〇日   |

免許証に裏書があれば、裏書の日付を記入

|  |   |             |                    |
|--|---|-------------|--------------------|
| 5 診療の業務を行う<br>獣医師（全員）  | 氏名  | 獣医師登録番号     | 獣医師登録年月日           |
|  | 奈良 鹿男   | 第00000号     | 〇〇年〇月〇日            |
|  | 大和 鹿子   | 第00000号     | 〇〇年〇月〇日            |
| <p>・研修獣医師等含むすべての診療獣医師を記入（管理者が診療業務を行う場合は管理者も記入）</p> <p>・4名以上の場合は、記入欄を補足するか、別紙に記載すること。</p> |   |             |                    |
| 6 診療の業務の種類   | 産業動物 <b>小動物</b> その他（ ）  |             |                    |
| 7 診療施設の構造設備<br>の概要   | <b>鉄筋コンクリート造</b>  |             |                    |
| (1) 建物の構造  |   |             |                    |
| (2) 平面図  | 別紙のとおり  |             |                    |
| (3) 診療の用に供するエックス線の発生装置（定格<br>管電圧10kV以上かつ有するエネルギーが1kV<br>電子ボルト未満のものに限る）等の有無               |   |             | ( <b>有</b> ) ・ 無 ) |
|  |   | X線、CT、Cアーム等 |                    |
| (3) で有る場合、発生装置等の<br>概要   | 別紙のとおり  |             |                    |
| 8 往診診療   | 専 門 <b>専門でない</b>  |             |                    |
| 9 麻薬及び向精神薬<br>使用の有無及び保<br>管の状況   | <b>有</b> (品名 <b>〇〇〇・△△△</b> ) ・ 無<br>品名が不明の場合は成分名<br>保管の状況： <b>鍵のかかる保管庫</b> |             |                    |

- 注1 開設者が法人である場合は、定款を添付すること。
- 2 開設者が法人である場合の資格は、獣医師でないにすること。
- 3 診療の業務を行う獣医師欄が不足する場合は、別紙に記載すること。
- 4 獣医療法施行規則第1条第1項第6号～第11号に該当する診療の用に供するエックス線の発生装置等を有する場合（7（3）の規格を越える場合は、別途必要事項を届け出ること。
- 5 開設の日から10日以内に届け出ること。10日を越えて届け出る場合は、遅延理由書を併せて提出すること。

## 診療施設・設備の概略図



注1 診療施設の平面図・面積・長さ・室の名称等を記載すること。

平面図は、診療室、手術室、調剤室、待合室、入院室、薬品保管庫等の位置関係及び広さが確認できるものとする。

2 往診診療専門の場合は、使用する薬品、器具等の保管場所も記載すること。

3 冷暗貯蔵が必要な薬品を取り扱う場合は、冷蔵設備の位置を記載すること。

4 麻薬及び向精神薬の取扱いがある場合は、専用の鍵付き保管庫の位置を記載すること。

開設場所付近の略図

